

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)を次のように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第3条 [略] 2 議員が、市長の招集に応じたとき、又は議会の委員会若しくは地方自治法第100条第12項に基づく議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席したときは、費用弁償として日当を支給し、その額は3,400円とする。 3 議員が、同一の日に、費用弁償として重複して日当を受けることとなる場合の日当の額は、いずれか高い方の額とする。	(費用弁償) 第3条 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。